

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

告示

鳥取県告示第三百六十二号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第十三条の規定による変更届につき次のように建設業者登録簿に昭和二十八年八月十四日変更登録した。

昭和二十八年八月二十一日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木

武

主たる営業所の所在地

申請者氏名

新旧	鳥取市川端三丁目三六	奥村 元治
新旧	鳥取市藪片原町五四	
新旧	鳥取市元大工町二六	田野 秀吉
新旧	鳥取市南本寺五八	

目次

- ◇告示 建設業者の変更登録
建設業者の登録まつ消
- ◇教委告示 鳥取県文化財等の指定

登録番号

登録年月日

商号又は名称

鳥取県知事登録 (ろ)第二六五号	昭和二十八年 五月二十一日	奥村建設株式会社
// 第二五一号	// 三月十九日	田野組

鳥取県告示第三百六十三号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第十四条の規定による廃業届があつたので同法第十五条第一項の規定により建設業者登録簿から次のように登録をまつ消した。

昭和二十八年八月二十一日

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第二十六号

鳥取県文化財保護条例（昭和二十七年四月鳥取県条例第十三号）第六条の規定により、昭和二十八年八月八日鳥取県保護文化財及び鳥取県指定名勝に次のとおり指定した。

昭和二十八年八月二十一日

鳥取県教育委員会

鳥取県知事職務代理者 武

鳥取県副知事 鈴木

登録番号 登録年月日 商号又は名称 主たる営業所の所在地 申請者氏名 登録まつ、消

(イ) 鳥取県知事登録 昭和二十六年 平和建設 米子市錦町二丁目二二五 影下 岩美 昭和二十八年

(ロ) 第二二七号 八月六日

種別	名称	員数	構造及び形式又は寸法及び材質	物件所在地	所有者	所有者の住所
鳥取県保護文化財	大神山神社奥宮	五棟	本殿、幣殿、拜殿接籠、権現造、枋板葺、二重 本殿、兩扉黒塗、桁行三丈五寸、梁間一丈六尺三寸、入母屋造 幣殿、内極彩色、桁行四丈五尺八寸、梁間三丈五	西伯郡大山寺	大神山神社	西伯郡大山寺
鳥取県保護文化財	本社	五棟	拜殿、長廊付、千鳥破風、向拜唐破風桁行十七丈四尺一寸、梁間一丈七尺六寸、入母屋造 本殿、幣殿、拜殿接籠、権現造、枋板葺、二重 本殿、桁行一丈七尺八寸、梁間一丈一尺三寸、入母屋造 幣殿、格天井極彩色、桁行一丈七尺八寸、梁間二丈六尺三寸 拜殿、兩側出、千鳥破風、向拜唐破風、桁行三丈七尺二寸、梁間一丈三尺七寸、入母屋造 唐破風、枋板葺、桁行二丈二寸、梁間一丈七尺五寸	西伯郡大山寺	大山寺	西伯郡大山寺

鳥取県保護文化財	鳥取県保護文化財	鳥取県保護文化財	鳥取県保護文化財
鳥取県保護文化財	鳥取県保護文化財	鳥取県保護文化財	鳥取県保護文化財
印賀宝篋	十一面観音立像	十一面観音坐像	神門
一基	一軀	一軀	一棟
総高 七尺九寸 石材	像高 三尺八寸 檜材	像高 三尺六寸五分 檜材	五棟 拜殿、長廊付、千鳥破風、向拜唐破風桁行十七丈四尺一寸、梁間一丈七尺六寸、入母屋造 本殿、幣殿、拜殿接籠、権現造、枋板葺、二重 本殿、桁行一丈七尺八寸、梁間一丈一尺三寸、入母屋造 幣殿、格天井極彩色、桁行一丈七尺八寸、梁間二丈六尺三寸 拜殿、兩側出、千鳥破風、向拜唐破風、桁行三丈七尺二寸、梁間一丈三尺七寸、入母屋造 唐破風、枋板葺、桁行二丈二寸、梁間一丈七尺五寸
日野郡大宮村大字	日野郡石見村大字	米子市観音寺一七	
古市部落代表者 青戸 静	山根部落代表者 藤定 貞利	山根彦三郎	
日野郡大宮村大字	日野郡石見村大字	米子市観音寺	

